

答 申

第1 審査会の結論

富山県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、異議申立ての対象となった公文書について行った非開示決定は、妥当である。

第2 異議申立ての経過

1 開示請求

平成19年2月26日、異議申立人は、富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、「県下の各小、中学校における不登校児童数と原因が判る文書及び実施機関が学校機関へ発した文書（平成15年度分、16年度分及び17年度分）」について、平成19年2月21日付け富山県情報公開審査会答申第11号（以下「答申第11号」という。）の補足意見で示された「学校名を非開示とし、その他の部分はすべて開示する」手法による開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

平成19年3月7日、異議申立人は、本件開示請求に係る対象公文書のうち「実施機関が学校機関へ発した文書」については、平成18年5月2日付けであった異議申立人からの「県下の各小、中学校における不登校児童数と原因が判る文書及び学校に実施機関が発した文書（平成10年度から17年度まで）」の開示請求に対する平成18年6月13日付け学第3573号による部分開示決定処分（以下「前回処分」という。）により当該公文書の全部が開示済みであることから、取下げを行った。

2 開示決定等

- (1) 平成19年3月9日、実施機関は、児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査のうち「調査IV 公立の小学校、中学校における不登校の状況等」に係る各学校ごとの調査票（平成15年度分、16年度分及び17年度分）（以下「本件調査票」という。）を本件開示請求に係る公文書として特定した上で、本件調査票は、前回処分により異議申立人に開示済みであり、異議申立人が指定する方法による開示はできないことを理由に当該公文書の全部を非開示とする非開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。
- (2) 平成19年3月12日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し、異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- (3) 平成19年4月24日、実施機関は、条例第19条の規定により、本件異議申立てについて富山県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第3 異議申立ての趣旨及び理由

異議申立書及び審査会での意見陳述において、異議申立人が主張している異議申立ての趣旨及び

理由は、概ね次のとおりである。（なお、異議申立人は、これ以外に直接本件異議申立てとは関係がない主張もしているが、ここでは取り上げない。）

異議申立人は、答申第11号で示された補足意見の趣旨に沿って本件開示請求を行っており、実施機関は同答申の補足意見の趣旨に沿った決定を行うべきである。

以上のことから、本件処分を取り消し、学校名を除くその他の部分はすべて開示すべきである。

第4 実施機関の主張

実施機関が非開示理由説明書及び審査会での意見陳述において主張している非開示の理由等は、概ね次のとおりである。

1 対象公文書について

本件調査票は、文部科学省が全国的に行った「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（平成15年度分、16年度分及び17年度分）において、それぞれ県内のすべての公立小学校及び中学校が調査様式（調査Ⅳ）に回答を記入の上、市町村（又は学校組合）教育委員会を經由して実施機関に提出されたものである。その内容は、学校名、記入者氏名及び電話番号を記入の上、次の9項目（調査項目8は、平成17年度分のみ）について、人数や内容等を記入する方式で作成されている。

調査項目0：理由別長期欠席者数

調査項目1：不登校児童生徒の有無

調査項目2：不登校児童生徒数及び学年別内訳

調査項目3：不登校となった直接のきっかけと不登校状態が継続している理由

調査項目4：不登校児童生徒への指導結果状況

調査項目5：調査項目4の「指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒」に特に効果のあった学校の措置

調査項目6：相談・指導を受けた機関等

調査項目7：指導要録上出席扱いとした児童生徒数

調査項目8：自宅におけるIT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数

2 非開示の理由について

異議申立人は、本件調査票のうち学校名を除くその他の部分をすべて開示するよう求めているが、本件調査票については、前回処分により、他の情報と照合することにより記載された内容に係る児童生徒を識別することができるかと判断した部分を除き、異議申立人に既に開示されている。

本件開示請求に対し、異議申立人が指定する方法による開示を行った場合、前回処分により異議申立人に開示した文書（以下「既開示文書」という。）と照合することにより、結果として本件調査票に記載された内容に係る児童生徒を識別することができるおそれがある。

不登校児童生徒の状況は、その性質上より慎重な取扱いが求められている情報であることから、異議申立人の主張を認めることはできない。

第5 審査会の判断

1 対象公文書について

審査会において、実施機関から本件開示請求の対象公文書である本件調査票の写しの提出を受け、その内容を確認したところ、本件調査票の性格及び内容は、第4の1に記載のとおりである。

2 本件の検討の前提について

本件開示請求に係る対象公文書と同一の文書が、他の情報と照合することにより記載された内容に係る児童生徒を識別することができる判断した部分を除き、異議申立人に既に開示され、公になっていることから、それを前提に検討する。

なお、既開示文書に係る部分開示決定は、答申第11号で妥当であると判断されている。

また、検討に当たっては、異議申立人が審査会において「実施機関に提出してあるDVDビデオが審査会に渡っていることを前提に意見陳述を予定していたこと、DVDビデオには委員に知ってほしい情報が多くあること」等の意見陳述をしたことから、実施機関に当該DVDビデオの提出を求め、審査会で当該DVDビデオを見聞した。

3 本件調査票の非開示情報該当性について

(1) 条例第7条第2号該当性について

開示する部分を指定した本件開示請求においては、異議申立人が指定する部分を実施機関が開示すると、既に公にされている既開示文書と照合することにより、既開示文書において他の情報と照合することにより記載された内容に係る児童生徒を識別することができる判断して非開示とされた情報が明らかとなることにより、少なくとも不登校児童生徒等が在籍する学校の教職員、他の児童生徒及びその保護者、さらには近隣住民等においては、不登校児童生徒等を識別することができることとなり、当該児童生徒等の権利利益が害されるおそれがあるものと認められる。

したがって、本件調査票の記載内容のうち、前回処分により異議申立人に開示された部分以外の部分は、不登校児童生徒等を識別することができることとなる記述等の部分又は不登校児童生徒等の権利利益を害するおそれがある部分と認められる。

また、このような本件調査票の記載内容は、条例第7条第2号ただし書アからウまでに掲げる情報に該当しないと判断されることから、条例第7条第2号の非開示情報であると認められる。

(2) 条例第8条に基づく部分開示について

本件調査票の記載内容は、上記(1)のとおり、前回処分により異議申立人に開示された部分以外の部分は、不登校児童生徒等を識別することができることとなる記述等の部分又は不登校児童生徒等の権利利益を害するおそれがある部分であることから、いずれの部分も部分開示できず、そのすべてを非開示とすることが相当である。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、審査会の判断を左右するものではない。

なお、異議申立人は、答申第 11 号に関して、異議申立書で「不適當な開示方法による部分開示処分でありながら、妥当とした本答申と付記された補足意見に整合性はなく」と述べるとともに、審査会における意見陳述で「審査会の補足意見が実施機関である教育委員会から無視されており、審査会の権威も失墜しかねない」との趣旨のことを述べているが、これらの異議申立人の主張は、答申第 11 号の補足意見を正しく理解しない独自の見解に過ぎない。

答申第 11 号の補足意見は、「開示請求に係る対象公文書が同一であっても、開示の方法が同一とは限らないことから、一般に、条例に基づく開示請求があった場合には、その請求内容や趣旨等を的確に把握し、それに応じた適當な開示の方法を検討することが必要である」と述べたものであり、その文言のとおり、あくまで一般論として、開示請求者の意図する請求の趣旨を的確に把握したうえで、それに応じた適當な開示の方法をするよう求めたものである。

したがって、本件開示請求のように、前回処分による既開示文書の非開示部分が結果的に明らかになるような開示請求を決して認めるものではなく、また、本件処分が答申第 11 号の補足意見を無視したものであると言えないのは明らかであることを念のため、付記しておく。

5 結論

以上の理由から、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

第 6 審査会の開催経過

審査会の開催経過の概要は、別記のとおりである。

別 記

審査会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
平成19年 4月24日	諮問書を受理
平成20年10月31日	実施機関に非開示理由説明書の提出を依頼
平成20年11月21日	非開示理由説明書を受理
平成20年12月11日	異議申立人に非開示理由説明書を送付するとともに、これに対する意見書の提出を依頼
平成20年12月24日 (第62回審査会)	審議
平成21年 1月27日 (第63回審査会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議 ・ 実施機関職員から非開示理由説明を聴取 ・ 異議申立人から意見を聴取
平成21年 2月24日 (第64回審査会)	審議
平成21年 3月30日 (第65回審査会)	審議及び答申

富山県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
岩 田 繁 子	富山県婦人会会長	
大 坪 健	弁護士	会長職務代理
小 室 修	富山県商工会議所連合会常任理事	
三 賀 孝 治	北日本新聞社論説委員長	
八 木 保 夫	富山大学経済学部教授	会 長
米 田 育 代	富山県労働委員会委員	